山都町事業所改修等支援事業補助金　募集要項

町に人の流れを生み、商工業の発展と地元客や観光客でにぎわうまちづくりを推進することを目的として、事業所の改修、空き家活用、起業等に係る経費の一部を支援する「山都町事業所改修等支援事業補助金」の申請を次のとおり受け付けます。

　※予算が無くなり次第終了となりますので、予めご承知おきください。

１　補助の対象となるのは、以下の4事業です。

（１）　経営力向上支援事業

補助率：1/2、上限：75万円

内容：町内事業者が行う、事業所の外装工事を伴う改修工事または空き家を活用した新たな事業所開設に係る改修工事への支援

（２）　従業員宿泊施設整備支援事業

補助率：1/2、上限：75万円

内容：町内事業者が行う、従業員宿泊施設整備に係る工事への支援

（３）　起業支援事業

補助率：1/2、上限：75万円（施設、設備それぞれ）

内容：町内での起業（事業所を持たない者が、新たに事業所を開設すること）に要する施設整備、設備又は備品等の取得への支援

（４）　経営革新計画推進支援事業

補助率2/3、上限100万円（施設、設備それぞれ）

内容：経営革新計画（※中小企業等経営強化法に規定する、事業者の新事業による経営向上に関する計画）を作成し、都道府県等の承認を受けた町内事業者が行う、計画の推進に要する施設の整備、設備又は備品等の取得への支援

２　補助対象者

　　補助対象となる者は次のいずれの要件も満たすものとします。

（１）　過去５年以内に本補助金又は山の都の賑わい再生事業若しくは山の都の起業支援事業による補助金の交付を受けていないこと（従業員宿泊施設整備支援事業については除く）。※この場合の申請は同一施設、同一年度に１回限り

（２）　当該補助対象者及びその同居する世帯の世帯員に、町税等の滞納がないこと。

（３）　暴力団と関係を有する者でないこと。

（４）　店舗型性風俗特殊営業等を営む者でないこと。

（５）　フランチャイズチェーン店舗、大規模小売店を営む者でないこと。

（６）　他の補助金等の交付を受ける事業を行う者でないこと。

（７）　補助事業を行う事業所が、以下の業種に該当していないこと（従業員宿泊施設整備支援事業については除く）。

　農業、林業（農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業を除く。）、漁業、無店舗小売業、金融業、保険業、医療、福祉（療術業を除く。）複合サービス事業、政治・経済・文化団体、宗教、その他町長が補助対象として適当でないと認める業種

３　補助対象経費

　補助対象となる経費は次のとおりです。

・工事請負費

・設備等の購入費（起業支援事業、経営革新計画推進支援事業のみ）

４　補助対象外経費

　次の経費は補助対象となりません

・設備等のリース費用

・駐車場、門扉等の外構に係る工事費（バリアフリー化を目的とした建物入口の段差解消の場合を除く）

・営業に係る部分以外の工事費（従業員宿泊施設整備支援事業を除く）

・車庫、倉庫等の付属建物に係る工事費（起業支援事業、経営革新計画推進支援事業を除く）

５　必要書類

【申請時】

・補助金交付申請書

・事業計画書及び収支予算書

・関係図面（事業実施位置図、家屋配置図、事業実施箇所見取図等）

・事業実施前の現場写真（内観、外観、施工箇所各所）

・土地、建物の登記簿謄本の写し（自己所有の場合）

・土地、建物の賃貸借契約書の写し及び所有者の承諾書（賃貸借の場合）

・町税等納付状況確認に係る同意書

・事業実施後３年間の経営計画書

・商工会の意見書

・工事に係る見積書及び内訳書の写し（工事を行う場合）

・設備又は備品等の取得に係る見積書及び内訳書、カタログの写し（設備等の取得を行う場合）

・経営革新計画書及び経営革新計画の承認書の写し（経営革新計画推進支援事業の場合）

・その他町長が必要と認める書類

【実績報告時】

・補助金実績報告書

・事業報告書及び収支精算書

・事業実施中及び実施後の現場写真

・工事に係る契約書又は請書の写し（工事を行う場合）

・設備又は備品等の納品書の写し（設備等の取得を行う場合）

・領収書の写し又は確約書

・その他町長が必要と認める書類

６　申請に係る事前相談

※本補助金の申請には、商工会の意見書を必須としているため、事前に山都町商工会へご相談ください。

〒861-3513　山都町下市33番地

山都町商工会　℡0967-72-0186

または商工会各支所　清和支所　℡0967-82-2069

　　　　　　　　　　　　　　蘇陽支所　℡0967-83-0038

７　申請書提出先

〒861-3592　山都町浜町6番地

山都町役場商工観光課　商工観光係

℡0967-72-1115

